

根室市公告第4号

根室市新庁舎売店等運営事業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により募集するので公告する。

令和6年2月2日

根室市長 石 垣 雅 敏

記

1 事業の概要

- (1) 事業名 根室市新庁舎売店等運営事業
- (2) 事業内容 根室市新庁舎売店等運営事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 許可期間 始期を令和6年4月1日とし、令和7年3月31日までを限度として、1年ごとに行政財産の使用許可を更新することができるものとする。
- (4) 所在地 根室市常盤町2丁目27番地 新庁舎1階及び4階の一部
- (5) 許可面積及び範囲 売店 34.11㎡ 自動販売機 3.41㎡

2 応募資格要件

本プロポーザルに応募できる者は次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 北海道内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する法人又は根室市内に住所を有する個人。
- (2) 租税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 応募する者又は応募する法人及びその役員が、根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ、新庁舎において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 北海道及び根室市において指名停止期間中の者でないこと。
- (8) フランチャイズ（FC）方式により運営する場合は、チェーン本部が応募を行うこと。

3 手続き等

(1) 根室市新庁舎売店等運営事業に係る公募型プロポーザル実施要項、根室市新庁舎売店等運営事業仕様書（以下「実施要項等」という。）の配布

ア 配布期間：令和6年2月2日（金）から令和6年3月13日（水）までの開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 配布方法：根室市総務部総務課にて配布する。（根室市ホームページからダウンロード可能。）

ウ 費用：無料

(2) 応募申込書等の提出

ア 提出方法：持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（提出期限内必着）とする。

イ 提出期限：令和6年3月13日（水）午後5時必着

ウ 提出先：根室市総務部総務課

4 受託候補者の選定方法

根室市新庁舎食堂及び売店等運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査により、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。

5 その他

(1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、総務部総務課とする。

(2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の作成及び提出、並びに次審査の参加に関する費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

(6) 提出書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。

(7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。

(8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。

(9) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について根室市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

(11) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。

(12) 本業務に関して、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。

(13) その他詳細については、「実施要項等」によるものとする。